

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る 差押禁止等に関する法律案 概要

趣旨

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う必要がある。
- このような状況下において、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給される令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金については、その対象者自らが受け取ることができるよう差押えを禁止する等の必要がある。

第一 権利の差押え等の禁止（第1項）

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。

第二 金銭の差押えの禁止（第2項）

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭について、差し押さえることを禁止する。

第三 施行期日等（附則）

● 施行期日

公布の日から施行する。

● 経過措置

施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する（ただし、施行前の差押え等は有効）。